

感震ブレーカー補助のお知らせ

「住まいあんしん補助金」を交付します（三宅町防災対策推進補助金）

三宅町では、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するために、感震ブレーカー等を設置する世帯に対し、その器具購入費に係る経費の一部を補助する事業を始めます。

感震ブレーカーとは・・・

地震や火災が発生したときに、通電による出火の防止対策として有効的なものです。

三宅町の補助対象となる感震ブレーカーの種類は3つありますので、ご自宅の分電盤の種類に適した製品をお選びください。

装置の種類	〔補助内容〕	イメージ
<p>○ 分電盤タイプ</p> <p>分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断するタイプです。</p> <p>※参考価格 約5万円～8万円</p>	<p>器具購入費に要した費用の2分の1又は30,000円のいずれか低い額とします。</p> <p>H28年度受付数 20件</p>	
<p>○ 感震リレータイプ</p> <p>感震遮断機能のない既存の分電盤に感震リレーを外付けするタイプです。</p> <p>※参考価格 約2万円～4万円</p>	<p>器具購入費に要した費用の2分の1又は10,000円のいずれか低い額とします。</p> <p>H28年度受付数 200件</p>	
<p>○ 簡易タイプ</p> <p>ばねの作動や重りの落下によりブレーカーのノブを操作し電気を遮断するタイプです。</p> <p>※参考価格 約3,000円～5,000円</p>	<p>器具購入費に要した費用の2分の1又は3,000円のいずれか低い額とします。</p> <p>H28年度受付数 200件</p>	

【必要書類】

- ① 品名・企画が明記された領収書（内訳等が記載されたもの）
- ② 器具設置前・設置後の写真
- ③ 賃貸住宅の場合は、建物の所有者又は管理者の同意書

※工事の代金などは補助の対象となりません。感震ブレーカー等の器具の購入費が補助の対象となります。

【お申し込み、お問い合わせは下記の担当課まで】

三宅町 総務部 総務課

電話：0745-44-2001（内線207・208）